

所有者コード

還付請求権譲渡通知書

(宛先)
埼玉県自動車税事務所長

年 月 日

譲受人 郵便番号 -

フリガナ
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号 ()

私(譲渡人)は下記の過誤納還付金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を上記譲受人に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	種類	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部 熊谷 大宮 所 沢 川 越 川 口 越 谷	種別割 環境性能割	年度	1 抹 消 2 二重納付 3 減 免 4 その他 ()
かな			年 月 日

譲渡人 住 所
(納税義務者)
氏 名
電話番号 ()

実印

自税使用欄
住所
氏名
商

----- 切り取り線 -----

※ 「種別割」は、改正前の地方税法に規定する自動車税を含みます。

※ 「環境性能割」は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割をいい、改正前の地方税法に規定する自動車取得税を含みます。

○ 添付書類

- 1 譲渡人の「印鑑登録証明書」(原本で発行後6か月以内のもの)
- 2 「登録識別情報等通知書」「輸出抹消仮登録証明書」の写しなど抹消が確認できる書類(抹消の場合)
- 3 「戸籍謄本」「住民票」「登記事項証明書」の写しなど変更の事実が確認できる書類(譲渡人の住所・氏名に変更がある場合)

○ 提出期限(締切日必着) * 当該期限日が休日等の場合翌開庁日

- ・ 抹消登録日が 1日～15日まで ⇒ その月の25日
16日～月末まで ⇒ 翌月の10日
- ・ 二重納付 ⇒ 2回目の納付から10日以内
- ・ 減免・課税保留・更正請求 ⇒ 減免、課税保留、更正請求の申請時

○ 注意事項 (必ずお読みください。)

- 1 この通知書を提出すると還付金、過誤納金は譲受人に還付され、納税義務者には還付されませんのでご注意ください。
- 2 譲渡人(納税義務者)は、個人、法人とも必ず実印(登録印)を押印してください。
- 3 譲渡人(納税義務者)に未納の徴収金がある場合、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。
- 4 納税義務者(個人)死亡の場合、相続人が譲渡人となります。納税義務者の除籍と相続人の相続権が確認できる戸籍謄本(抄本)を添付してください。
- 5 複数の種類及び年度の税金の還付を受ける場合には、種類別かつ年度別に1通ずつ作成してください。
- 6 譲渡人の住所や氏名に変更がある場合には、必ず変更が確認できる書類を添付してください。「添付書類」欄参照。

提出先 (郵送の場合は、直接、自動車税事務所(さいたま市大宮区下町3-8-3)あて送付してください。)

埼玉県自動車税事務所	〒330-0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	TEL 048(658)0225
大宮支所	〒331-8580	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0600
熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御穂威ヶ原701-5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼690-1	TEL 04(2998)1321
春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	TEL 048(763)4111

